

特殊車両の取り締まりを実施しました ～交通安全を脅かす違反車両は許しません！～

平成24年6月21日（木）に管内の車両検測所において、新庄警察署と合同で特殊車両の取り締まりを実施しました。

1. 取り締まりの意義

大型トレーラーなど一定の大きさや重さを超える車（特殊車両）が道路を通行するには、道路法により**道路管理者の許可が必要**です。

無許可通行や許可範囲を超えた車両の横行は、**道路や橋の損傷**に大きく影響するほか、**死亡事故等の重大事故**に結びつきやすく、また事故発生時は車両及び散乱した積荷の撤去に伴う通行規制が発生する等、**交通に多大な支障**が生じます。

事業者に対する法令遵守の意識の徹底を図り、道路構造の保全と交通の危険防止を図るため、違反車両に対する厳格な指導取り締まりを実施しています。

2. 取り締まりの様子



特殊車両許可書の提示を求める



車両の幅・長さ・高さを測定



許可の内容と合っているか確認



違反車両には指導を実施

今回の取り締まりでは、4台中2台が違反しており、厳しく指導を行いました。

今後も違反車両に対して一層取り締まりを強化してまいります。

道路利用者の皆様にはルールを守って通行していただきますようご協力をお願いします。

（お問い合わせ先）

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所
〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2
TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396